

「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）への意見

No	該当箇所	意見提出
1	全般	改正の背景・趣旨・射程を確認したい。今回の改正は、全般を通じてとりわけ「資産集約型再保険」について留意が必要なものと受け止めているが、「特に、取引規模が大きい又は長期にわたる資産集約型再保険については」「特に資産集約型再保険の場合にあっては」等の文言が付されている箇所とそうでない箇所があるところ、これらの使い分けについての当局の意図を併せて確認したい。
2	Ⅱ－２－１－４ 経理処理(10)①	(10)①柱書において、「再保険契約の契約構造、経済の実態及び再保険契約によって移転されるリスクの所在を踏まえ、形式的な条項の有無のみによらず、総合的に判断すべきであること」とあるが、ここでいう「再保険契約によって移転されるリスクの所在」とはどのようなものを念頭に置いているのか、補足願いたい。
3	Ⅱ－２－１－４ 経理処理(10)① ア～カ	(10)①ア～カは、損保の再保険では通常該当しない。これらの記載は例示であり、損保における通常の再保険等「将来にわたり継続的かつ実質的にリスクが確実に移転しているか、また、再保険金等が確実に回収されると合理的に見込まれる」場合には、これらの事項を逐一確認する必要はないと考えるが、その理解でよいか。
4	Ⅱ－２－１－４ 経理処理(10)① ア	(10)①アは、「受再者の裁量や契約構造等により、出再者の持ち分に属する経済価値が棄損するおそれが生じ得る」状態そのものを禁止する趣旨ではなく、係るリスクを十分に認識し必要な対策を講じる等、適切に再保険契約を管理する観点を例示したものと理解してよいか。
5	Ⅱ－２－１－４ 経理処理(10)① イ	(10)①イは、「保険事故発生率悪化時等」に再保険金の受領ができなくなる等、出再者にリスクが戻る特定の再保険契約を指すものと理解する。一般的に「保険事故発生率悪化時等」に次年度以降の再保険料の上昇が見込まれるが、これは「実質的な補てん義務を負い、リスクが出再者に戻る構造」には該当しない事を確認したい。
6	Ⅱ－２－１－４ 経理処理(10)① イ	(10)①イにおける「リスクが出再者に戻る構造」との記載について、たとえばクリーンカット特約（特約再保険において、特約期間の終了時などに未経過保険料や未払損害額を次年度に引き継がず、当年度の受再者の責任を完結する方式）のようなリスクの戻り方もあるところ、当該記載において当局が想定している留意すべき事例等の具体的なイメージをご教示いただきたい。
7	Ⅱ－２－１－４ 経理処理(10)① ウ	(10)①ウは、「受再者の裁量により」「再保険契約の一部または全部の終了・リキャプチャーが生じ得る構造」そのものを禁止する趣旨ではなく、係るリスクを十分に認識し必要な対策を講じる等、適切に再保険契約を管理する観点を例示したものと理解してよいか。
8	Ⅱ－２－１－４ 経理処理(10)① エ	(10)①エにおいて、「資産運用リスクが重要な契約で、対応資産の担保設定・信託による分別管理が実効的か（責任準備金に対して十分でない場合の残余リスクの把握・軽減策を含む）。」との記載について、グループ内取引において適切なリスク管理が行われている場合においては、必ずしも担保設定等を行わなくてもよいとも考えられるところ、本項におけるグループ内取引に関する当局の考えを確認したい。
9	Ⅱ－３－３－３－１ 主な着眼点(1)	(1)柱書において、再保険会社の破綻の「複数発生」を明記している背景を確認したい。
10	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理	Ⅱ－３－１０－１柱書における「大規模かつ長期にわたる資産集約型再保険の出再を行っている場合」とあるが、「大規模」の水準感を確認したい。
11	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理全体について、出再先の再保険会社の「財務状況に影響を及ぼし得る金融市場の動向」、「資産ポートフォリオ」、「運用・流動性・グループ等の特性」、「再々保険先の健全性や集中状況」に関して、実務上何のどのような把握・検証を想定しているか。再保険会社の財務健全性（再々保険状況を含む）は開示資料等を通じて、あるいは格付け・SCRにより間接的に一定程度確認できるが、他社とどのようなAIR取引があるか、各々どのような契約条件となっているか・資産運用を行っているか、どのような内容の再々保険を行っているかについては守秘義務の観点から情報入手が困難である。
12	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (2)	(2)に記載されている「締結する再保険契約の性質に応じて」との記載について、各保険会社が個別具体的に判断するという理解でよいか。
13	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (2)	(2)に記載されている着眼点には、担保やリキャプチャーに関する方針など、古典的な再保険取引においては不要と考えられる項目が含まれる。これらの項目は(2)柱書にあるとおり、「締結する再保険契約の性質に応じて」検討すれば足り、必ずしもすべての項目について網羅的に検討する必要はないことを確認したい。
14	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (2)①	(2)①「金融市場と再保険会社の健全性との関係性を含め、再保険会社のリスク特性を把握できるようなものとなっているか。」とあるが、これは基準の内容を規律するものであると考えられる。その点、具体的にどのような基準を定めることを想定されているのかを確認したい。とりわけ本項は金融市場と再保険会社の健全性等について具体的な例示が示されているところ、ここに込められている意図について確認したい。

「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）への意見

15	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (2)②	(2)②における「再保険会社の属性」とは何を想定しているのかを確認したい。
16	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (3)①	(3)①にある「投資ファンドその他の第三者が関与する再保険者との取引を含め、グループ内取引、手数料構造、資産運用その他要因により、再保険者又はその関係者の利益が契約者の利益又は財務の健全性に優先されるおそれ（利益相反）が生じ得る場合」とあるが、具体的に想定されているケースがあればお示しいただきたい。
17	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (3)①	(3)①において、再保険契約上の守秘義務、競争法（反トラスト法）・インサイダー規制等の観点から、出再者が取得できる情報の範囲が制約される場合も想定される。かかる制約がある場合、出再者が入手できる情報に基づき管理を行わざるを得ないことにつき、ご理解いただきたい。
18	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (4) ②	(4)②において、再保険会社選定する際の評価ポイントの１つとして、「自社が保有する他のエクスポージャーとの相関」を記載されているが、どのようなリスクを想定されているのか明確化いただきたい。
19	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (4) ④	(4)④にある「将来獲得する新契約を出再の対象とする再保険契約の場合」とは、具体的にどのような契約形態を指すのかを確認したい。
20	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (4) ④	(4)④にある「保険契約の販売量及び出再量を適切に管理」とは、どのような管理状態が求められるのか、具体的な想定を例示していただきたい。
21	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (5)	(5)において、「適切な深度で定期的にモニタリングを行っているか」とあるが、「適切な深度でのモニタリング」とは具体的にどのような水準・内容を求めているのか。
22	Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理 (5)	(5)に関連して、再保険契約上の守秘義務、競争法（反トラスト法）・インサイダー規制等の観点から、出再者が取得できる情報の範囲が制約される場合も想定される。かかる制約がある場合、出再者が入手できる情報に基づき管理を行わざるを得ないことにつき、ご理解いただきたい。